

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0201)

第1回 栃木地方最低賃金審議会

令和2年7月6日 公開

開催日時	令和2年7月6日(月)	15時30分～16時15分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 栃木県最低賃金の改正決定について(諮問) 2 栃木県最低賃金専門部会について 3 最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について 4 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和2年度第1回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、令和元年度から引き続き、第52期の委員による令和2年度第1回目の審議会です。</p> <p>議事までの間は、事務局において進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>— 定数の確認 —</p> <p>公益代表委員の荻原委員が欠席。 委員15名中14名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 —</p> <p>本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果9名の傍聴申込みがあり、本日8名が傍聴することを報告。</p> <p>傍聴者に対し、受付時に配付した「審議会傍聴に当たっての遵</p>
-----	--

事務局	<p>守事項」を遵守するよう依頼。</p> <p>それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。 はじめに、栃木労働局長から挨拶を申し上げます。</p>
局 長	<p>本日は、お忙しいところ、令和2年度、第1回栃木地方最低賃金審議会に御出席いただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>今年度の地域別最低賃金の審議ですが、非常に難しい状況の中で、例年以上に、互いに耳を傾け、さまざまなことについて考慮しながら、御審議いただくこととなります。</p> <p>この審議会に先立って、先月26日に中央最低賃金審議会が開催され、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安の諮問が行われましたが、その際、厚生労働大臣からは、総理から、昨年閣議決定した「より早期に全国加重平均1000円を目指すとの政府方針を堅持する」とした上で、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であること、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう」指示があった、との話がありました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当県の有効求人倍率（季節調整値）は、2月は1.32倍でしたが、3月1.17倍、4月は1.15倍、5月1.08倍と、弱い動きが続いています。</p> <p>企業の方には、雇用維持のために、雇用調整助成金などもご利用いただいております。既に3,425件の支給を決定したところですが、今後、さらに説明会なども行っていくこととしております。</p> <p>そのような中、栃木では、先月23日に、私ども栃木労働局、栃木県、連合栃木、栃木県経営者協会など県内の行政機関、経済団体、労働団体が、連携を強化し、雇用維持・経済回復に向けて、オール栃木で取り組んでいるところです。</p> <p>審議会委員の皆様には、暑さの厳しい中、集中的な御審議をお願いすることになりますが、どうかよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、委員の皆様を公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の順に御紹介いたします。</p> <p>— 委員紹介 —</p>
事務局	<p>労働者代表委員の菊嶋委員・荒川委員、使用者代表委員の井上委員が、本年4月より就任したことを報告。</p> <p>事務局においても、一部職員が代わっておりますので、紹介させていただきます。</p>

<p>事務局</p>	<p>— 事務局紹介 —</p> <p>本年度の審議会は、令和元年度に引き続き会長に杉田委員、会長代理に太田委員が就任することを報告。</p> <p>今後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、会長よろしくお願いたします。</p>
<p>杉田会長</p>	<p>それでは、議事を進めます。</p> <p>なお、審議の運営等に当たりましては、「最低賃金法」、「最低賃金審議会令」の定めによるほか、「栃木地方最低賃金審議会運営規程」の定めにより行うこととします。</p> <p>最初に、議題（１）の「栃木県最低賃金の改正決定について」です。本日は既に御案内のとおり、栃木労働局長より栃木県最低賃金の改正決定の諮問が行われることになっております。</p> <p>局長、よろしくお願いたします。</p>
<p>局長・会長</p>	<p>— 諮問文手交 —</p>
<p>杉田会長</p>	<p>ただ今、栃木県最低賃金の改正決定について、栃木労働局長より諮問文を受け取りました。</p> <p>事務局は、それぞれの委員に諮問文の写しを配付してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>— 諮問文（写）を配付 —</p>
<p>杉田会長</p>	<p>事務局は、諮問文を朗読してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>— 諮問文を朗読 —</p>
<p>杉田会長</p>	<p>栃木県最低賃金の改正決定について、局長より最低賃金法第10条の規定に基づき諮問を受けました。今後、当審議会において調査審議を行うこととなりますが、本日は、事務局より資料が提出されておりますので、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>— 資料説明 —</p>
<p>杉田会長</p>	<p>資料について、御質問などございますか。</p>
<p>各代表委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>

杉田会長	<p>特に御質問などないようであれば、次に進みます。</p> <p>次に、議題(2)の「栃木県最低賃金専門部会について」ですが、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定において、審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとされておりますので、専門部会を設置することといたします。</p> <p>この専門部会の運営に関して、「栃木県最低賃金専門部会運営規程」を委員の皆様にお諮りしたいと思います</p> <p>この運営規程（案）について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 栃木県最低賃金専門部会運営規程（案）説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の専門部会運営規程（案）について、御意見、御質問などはございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に御意見などないようであれば、専門部会運営規程（案）について、原案どおりとしてよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、専門部会運営規程について、原案どおり議決することといたします。</p> <p>この規程は、本日より適用することとします。お手元の運営規程（案）の（案）を削除し、附則の施行期日に「令和 2 年 7 月 6 日」の日付を記入してください。</p> <p>続いて、同専門部会の決議事項についてですが、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定により、審議会においてあらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるかとされております。</p> <p>当審議会においては、従前より専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、この規定を適用することとしておりますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 従前どおり —</p>
杉田会長	<p>従前どおりとのお声がありましたので、専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、この規定を適用することによろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>

杉田会長	<p>それでは、専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項により、これを審議会の決議といたします。</p> <p>続いて、専門部会委員の推薦手続きについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	— 推薦手続きについて説明 —
杉田会長	ただ今の事務局説明について、御質問などありますか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	<p>それでは、推薦期日は7月20日までとします。</p> <p>なお、専門部会委員の推薦にあたりましては、女性委員の推薦について、できるだけ御配慮をお願いしたいと思います。</p> <p>次に、議題(3)の「最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について」ですが、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	— 関係労使の意見聴取（公示）について説明 —
杉田会長	ただ今の事務局説明について、御質問などありますか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	<p>特に御質問などないようであれば、次に、最低賃金法第25条第5項及び第6項では「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする。」とされ、この意見聴取の方法については、審議の場で聴取する方法と、審議会において実地視察を行って、視察先で聴取する方法があります。</p> <p>まず、昨年度の実施状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 昨年度については、第2回審議会において意見聴取を行うこと、審議の関係上、意見聴取全体の時間を10分程度とし、1人当たり5分程度で意見発表、発表者の発表要旨の資料は事前に提出して意見発表をしていただくこと。</p> <p>また、複数の団体からの希望が出た場合は、意見の提出期日から第2回審議会の開催までの時間の関係上、会長に一任すること。</p>

	<p>結果、意見書の提出は3団体よりあり、そのうち2団体より意見発表を行いたいと申出があったため、2団体お二人から意見発表が行われたことを説明。 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の事務局説明のとおり、昨年度は第2回審議会において意見聴取が行われております。本年度はいかがいたしましょうか。</p> <p>本年度においても、第2回審議会において実施する方向でよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、ただ今、実施することを決めました第2回審議会における意見聴取について、全体の発表時間、1人当たりの発表時間、発表要旨等の資料の事前提出などの具体的な取扱いについて、公労使の代表委員は、それぞれ協議室に移動して、検討、協議をお願いしたいと思います。</p> <p>御意見については、協議終了後、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の順に御意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、協議室での協議時間は5分程度として、検討、協議をお願いします。</p> <p>事務局は公労使のそれぞれの代表委員を、各協議室に案内してください。</p>
事務局	<p>— 公労使それぞれの代表委員を協議室に案内 —</p> <p>— 公労使それぞれの協議終了後、審議会場に案内 —</p>
杉田会長	<p>それでは、再開します。</p> <p>協議結果を伺いたいと思います。最初に、労働者代表委員より御意見をお願いしたいと思います。</p>
菊嶋委員	<p>労働者代表委員で協議した結果を御報告いたします。</p> <p>全体としては10分以内の発表時間で、一人5分以内の発表で、発表要旨の資料は、昨年同様に事前提出をお願いする。複数希望の場合は会長に一任したいと考えております。</p>
杉田会長	<p>続いて、使用者代表委員よりお願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>使用者代表委員で協議した結果を御報告いたします。</p>

	<p>使用者代表としても前年同様の取扱いで、発表時間については一人5分で全体10分程度、発表要旨などの資料は事前に提出いただき、申込者多数の場合は会長に一任したいと思います。</p>
杉田会長	<p>最後に公益代表委員より意見をお願いいたします。</p>
太田委員	<p>公益代表委員の協議結果を報告いたします。</p> <p>意見聴取の全体の時間は昨年同様の10分程度で、一人当たりの発表時間は5分で、また、発表要旨などの資料についても事前提出いただき、複数の発表希望の場合には会長に選定を一任したいと考えております。</p>
杉田会長	<p>公労使それぞれの代表委員から同じ意見を頂きました。</p> <p>本年度の審議における関係労使からの意見聴取については、意見聴取に係る全体の時間としては10分程度、意見発表者一人当たりの発表時間は5分程度として、発言要旨及び資料については事前に提出をしていただき、また、意見発表をしていただく団体の選定が必要となった場合には、会長に一任していただくということによろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、事務局は第2回最低賃金審議会において、意見聴取が行えるよう準備をお願いします。</p> <p>続いて、実地視察についてですが、当審議会では、必要性や審議日程を勘案して、例年これを行っておりませんが、特に、本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、集団で行動を行うことは避けたほうが良いと考えております。</p> <p>本年度の実地視察は行わないこととしてよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、本年度においても、実地視察は行わないことといたします。</p> <p>続いて、事務局より栃木県特定最低賃金の改正の申出に係る状況について説明があります。</p>
事務局	<p>— 栃木県特定最低賃金の改正の申出状況について説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の事務局説明について、御質問などありますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>

杉田会長	<p>特に御質問などないようであれば、申出の意向表明者は、期日までに申出書の提出をお願いします。</p> <p>それでは、次の議題(4)の「その他」に進みます。委員の皆様からは何かございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特にないようであれば、今後の審議会、専門部会の日程等について、事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>— 日程等説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の事務局説明に、何か御質問などありますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に御質問などないようであれば、事務局は中央最低賃金審議会の動向に注視の上、日程等についてそれぞれの委員へ速やかに連絡をしてください。</p> <p>それでは、最後に、本日の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開いたします。</p> <p>議事録への署名を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>
杉田会長	<p>それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員にお願いいたします。</p> <p>以上で、第1回栃木地方最低賃金審議会の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、閉会いたします。</p>